

令和 6 年 第 1 2 回

色麻町農業委員会総会進行録

令和6年12月20日（金）

色麻町農業委員会進行録

令和6年12月20日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

議席	担 当	氏 名
1	農 地	菅 原 隆 行
2	農 政	早 坂 成 弘
3	農 地	鎌 田 一 宣
4	農 地	阿 部 きよ子
5	農 政	佐々木 範 雄
6	農 政	佐 藤 勝
7	農 政	堀 籠 慶 浩
8	農 政	武 田 公美子
9	農 政	齋 條 仁 美
10	農 地	早 坂 孝 悦
11	農 地	大 泉 貞 行
12		堀 籠 勝 恵

・出席委員 11名 ・ 欠席委員 1名

・会議録書記 千 葉 達 ・ 事務局長 山 崎 長 寿

議決事項 議案第34号 農地法第3条の規定による許可決定について
議案第35号 農地利用集積計画（案）の意見決定について

議 長	皆様、大変ご苦労様です。 定刻前でございますが、只今から始めたいと思います。 本日の出席委員は11名です。 定足数に達しておりますので、第12回色麻町農業委員会総会を開会いたします。 それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】
議 長	それでは、4番 阿部きよ子 委員、5番 佐々木範雄 委員を指名いたします。 議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。 ・・・省略・・・
議 長	それでは、議事に入ります。 議案第34号、農地法第3条の規定による許可決定について、を議題といたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局長	議案第34号、農地法第3条の規定による許可決定について。 農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規程により、許可決定するため審議されたい。 記書きにつきましては、省略させていただきます。
議 長	それでは、事務局より番号24番について説明をお願いします。
事務局長 1	番号24番、権利の種類、所有者移転、有償、渡人、黒沢字滝本〇番地〇、〇〇さん、受人、黒沢字阿弥陀堂〇番地、〇〇さん、申請地、黒沢字新滝本〇番地〇、地目田、地積〇㎡、売買金額10アール当たり〇〇円、総額〇〇円です。 申請事由につきましては、〇〇さんの規模縮小によるものです。受手の〇〇さんは機械の所有面からも特に問題はなく、目的物を効率的かつ適性に利用するものと思います。 なお、別紙、議案第34号24番資料をご確認いただきご審議いただきますようお願いいたします。
議 長	内容の説明が終わりました。 現地確認の報告を2番 早坂成弘 委員よりお願いします。
早坂(成)委員	それでは、番号24番について、現地確認の報告をいたします。 去る12月10日、堀籠会長、菅原委員、鎌田委員、それと私と山崎局長の5名で確認を行いました。 申請地の内容は、先ほど事務局の説明したとおりであります。 確認の結果、現に水稻栽培として利用しており、管理の面からも特に問題はな

		いことを確認いたしました。 委員各位のご審議を宜しくお願い申し上げ報告といたします。
議	長	ご苦労様でした。現地確認の報告が終わりました。 それでは、ご発言いただきます。 【「異議なし」の声あり】
議	長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員「挙手」あり】
議	長	全員賛成ですので、番号24番については、可と決しました。 次に番号25番について事務局より説明をお願いします。
事務局長		番号25番、権利の種類、所有者移転、有償、渡人、黒沢字滝本〇番地〇、〇〇さん、受人、黒沢字天神堂〇番地〇、〇〇さん、申請地、黒沢字新滝本〇番地〇、地目田、地積〇㎡、売買金額10アール当たり〇〇円、総額〇〇円です。 申請事由につきましては、〇〇さんの規模縮小によるものです。受手の〇〇さんは機械の所有面からも特に問題はなく、目的物を効率的かつ適性に利用するものと思います。 なお、別紙、議案第34号25番資料をご確認いただきご審議いただきますようお願いいたします。
議	長	内容の説明が終わりました。 現地確認の報告を2番 早坂成弘 委員よりお願いします。
早坂（成） 委員		それでは、番号25番について、現地確認の報告をいたします。 確認日及び確認者は番号24番と同様です。 申請地の内容は、先ほど事務局の説明したとおりであります。 確認の結果、現に水稻栽培として利用しており、管理の面からも特に問題はないことを確認いたしました。 委員各位のご審議を宜しくお願い申し上げ報告といたします。
議	長	ご苦労様でした。現地確認の報告が終わりました。 それでは、ご発言いただきます。 【「異議なし」の声あり】
議	長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員「挙手」あり】
議	長	全員賛成ですので、番号25番については、可と決しました。 以上で、議案第34号、農地法第3条の規定による許可決定については、原案のとおり決しました。

次に議案第35号、基盤強化法第19条農用地利用集積計画(案)の意見決定について、を議題といたします。

事務局より、議案の朗読をお願いします。

事務局長

議案第35号、農用地利用集積計画(案)の意見決定について。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利利用集積計画(利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知)の第9の3の(1)の規程により、農用地利用集積計画案の意見決定するため審議されたい。

記書きにつきましては、省略させていただきます。

議 長

事務局より番号118番の説明をお願いいたします。

事務局長

番号118番、権利の種類、新規賃貸借権設定、渡人、〇〇さん、受人、〇〇さん、申請地、黒沢字新本田〇番地〇、地目田、地積〇㎡、外〇筆、総地積〇㎡、申請事由につきましては、これまでの受人との契約が満了となり継続ができないとの理由から、新たに〇〇さんと賃貸借権設定となりました。

賃貸料は10アール当たり〇〇円、期間は5年間です。

議 長

内容の説明が終わりました。それではご発言いただきます。

【「異議なし」の声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議 長

全員賛成ですので、番号118番については、可と決しました。

次に事務局より番号119番の説明をお願いいたします。

事務局長

番号119番、権利の種類、賃貸借権の新規設定です。渡人、〇〇さん、受人、〇〇さん、申請地、黒沢字新本田〇番地〇、地目田、地積〇㎡外〇筆、総地積〇㎡、賃借料10アール当たり〇〇円、期間は5年間です。

申請事由につきましては、これまでの受人との契約が満了となり継続ができないとの理由から、新たに〇〇さんと賃貸借権設定となりました。

〇〇さんは機械等の所有面からも特に問題はなく、今後も目的物を効率的かつ適性に利用するものと判断しております。

議 長

内容の説明が終わりました。それではご発言いただきます。

【「異議なし」の声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議 長	全員賛成ですので、番号119番については、可と決しました。 次に、事務局より番号120番の説明をお願いします。
事務局長	番号120番、権利の種類、新規賃貸借権の設定です。渡人、〇〇さん、受人、〇〇さん、申請地、黒沢字新新田〇番地〇、地目田、地積〇㎡、賃借料10アール当たり〇〇円、期間は5年間です。 受人の〇〇さんは、機械等の所有面からも問題は無く、今後も引き続き効率的に利用するものと判断しております。
議 長	内容の説明が終わりました。それではご発言いただきます。 【「異議なし」の声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員「挙手」あり】
議 長	全員賛成ですので、番号120番については、可と決しました。 次に、番号121番の説明を事務局にお願いしたす。
事務局長	番号121番、権利の種類、新規賃貸借権設定、渡人、〇〇さん、受人、〇〇さん、申請地、黒沢字新本田〇番地、地目田、地積〇㎡、外〇筆、総地積〇㎡。 賃貸料は10アール当たり〇〇円、期間は5年間です。 渡人の〇〇さんの高齢による規模縮小のため、今回の新規設定となりました。
議 長	内容の説明が終わりました。それではご発言いただきます。 【「異議なし」の声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員「挙手」あり】
議 長	全員賛成ですので、番号121番については、可と決しました。 次に、番号122番の説明を事務局にお願いしたす。
事務局長	番号122番、権利の種類、新規賃貸借権設定、渡人、〇〇さん、受人、〇〇さん、申請地、黒沢字新本田〇番地、地目田、地積〇㎡、外〇筆、総地積〇㎡。 賃貸料は10アール当たり〇〇円、期間は5年間です。 こちらにつきましても番号121番と同様〇〇さんの高齢による規模縮小ということです。受人の〇〇さんは従事日数及び機械の所有面からも特に問題は無く、引き続き効率的に利用するものと判断しております。
議 長	内容の説明が終わりました。それではご発言いただきます。 【「異議なし」の声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

願います。

【全員「挙手」あり】

議 長

全員賛成ですので、番号122番については、可と決しました。

おはかりいたします。

番号123番から129番までの7ヶ件は○地区の○○さんが受手となる賃貸借権設定で、新規設定1件、再設定6件です。

事務局より番号123番から129番の内容を朗読説明し、一括しての審議とさせていただきますと思います。

これにご意義ありませんか。

【「異議ないし」の声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、一括しての審議とすることに異議のない方は挙手願います。

【全員「挙手」あり】

議 長

それでは、番号123番から129番の説明を事務局をお願いいたします。

事務局長

番号123番、権利の種類、新規賃貸借権設定、渡人、○○さん、受人、○○さん、申請地、四竈字新山神○番地、地目田、地積○㎡、外○筆、総地積○㎡。賃貸料は10アール当たり○○円、期間は10年間です。

受人の○○さんは従事日数及び機械の所有面からも特に問題はなく、引き続き効率的に利用するものと判断しております。

番号124番、権利の種類、賃貸借権再設定、渡人、○○さん、受人、○○さん、申請地、一の関字新流○番地、地目田、地積○㎡、外○筆、総地積○㎡。賃貸料は10アール当たり○○円、期間は10年間です。

番号125番、権利の種類、賃貸借権再設定、渡人、○○さん、受人、○○さん、申請地、四竈字新滝本○番地、地目田、地積○㎡、外○筆、総地積○㎡。賃貸料は10アール当たり○○円、期間は10年間です。ただし、物納の場合は玄米相当額とする。

番号126番、権利の種類、使用賃貸借権設定、渡人、○○さん、受人、○○さん、申請地、四竈字新下原○番地○、地目田、地積○㎡、外○筆、総地積○㎡。期間は10年間です。

番号127番、権利の種類、賃貸借権再設定、渡人、○○さん、受人、○○さん、申請地、黒沢字新川端○番地○、地目田、地積○㎡、外○筆、総地積○㎡。賃貸料は10アール当たり○円、期間は10年間です。

番号128番、権利の種類、賃貸借権再設定、渡人、○○さん、受人、○○さん、申請地、一の関字新流○番地○、地目田、地積○㎡、外○筆、総地積○㎡。賃貸料は10アール当たり○円、期間は10年間です。

番号129番、権利の種類、賃貸借権再設定、渡人、○○さん、受人、○○さん、申請地、四竈字新瀧本○番地、地目田、地積○㎡、外○筆、総地積○㎡。賃貸料は10アール当たり○円、期間は10年間です。ただし、物納の場合は玄米相当額とする。

議	長	番号123番から番号129番までの内容の説明が終わりました。それではご発言いただきます。 【「異議なし」の声あり】
議	長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員「挙手」あり】
議	長	全員賛成ですので、番号123番から129番については、可と決しました。 次に、番号130番の説明を事務局にお願いしたす。
事務局長		番号130番、権利の種類、賃貸借権再設定、渡人、〇〇さん、受人、農事組合法人〇〇代表理事〇〇さん、申請地、王城寺字新山下〇番地〇、地目田、地積〇㎡、外〇筆、総地積〇㎡。賃貸料は10アール当たり〇円、期間は4年11ヶ月です。 受人の〇〇さんは効率的に利用するものと判断しております。
議	長	内容の説明が終わりました。それではご発言いただきます。 【「異議なし」の声あり】
議	長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員「挙手」あり】
議	長	全員賛成ですので、番号130番については、可と決しました。 おはかりいたします。 番号131番は2番早坂成弘委員が代表を務める〇〇さんが受手となる案件です。「農業委員会等に関する法律第31条第1項の規程に基づく議事参与の制限により、議事の審議が終了するまで退室いただきます。 (早坂委員退室)
議	長	それでは議事に入ります。 次に、番号131番の説明を事務局にお願いしたす。
事務局長		番号131番、権利の種類、賃貸借権再設定、渡人、〇〇さん、受人、農事組合法人〇〇代表理事〇〇さん、申請地、四竈字本郷〇番地、地目現況田、地積〇㎡、外〇筆、総地積〇㎡、賃貸料は10アール当たり〇円です。 〇〇さんは引き続き効率的に利用するものと判断しております。
議	長	内容の説明が終わりました。それではご発言いただきます。 【「異議なし」の声あり】
議	長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員「挙手」あり】

議 長	全員賛成ですので、番号131番については、可と決しました。 (早坂委員入室)
議 長	次に、番号132番の説明を事務局にお願いいたします。
事務局長	番号132番、権利の種類、賃貸借権再設定、渡人、〇〇さん、受人、〇〇さん、申請地、四竈字沼川原〇番地〇、地目田、地積〇㎡外〇筆、総地積〇㎡、賃貸料10アール当〇円、但し、北本郷〇ー〇、〇ー〇、〇ー〇、〇、〇の〇筆は10アール当たり〇円、期間は5年間です。 なお、委員皆様からの附帯意見がありましたらその内容を契約書に記載させていただきますので、宜しくご審議いただきますようお願いいたします。
議 長	内容の説明が終わりました。それではご発言いただきます。
早坂（孝）委員	息子さんの名前で契約できないのですか。
議 長	今はお父さんの名義なので。地目の名義が息子さんではないので難しいです。年金の関係で移譲した場合は可能であるが、受け手の時は難しいと思われます。
佐々木委員	受人の労働力の目途はたっているのか。
議 長	息子さんがするという話が出てきた。
佐々木委員	専業ですのですか
議 長	専業かどうかはわからないが、息子さんが労働力になるという話です。
齋條委員	本人の体調はどうなのでしょう
議 長	本人は仕事するのは難しいようです。
大泉委員	息子さんが一生懸命耕作することなのでしょうが、今現在〇〇さんの経営面積はどのくらいでしょうか。この間もパトロールで騒いだ案件があつて、減ったとは思いますが、心配なところです。
事務局長	議案書に載っている経営面積が〇町歩弱、借りている分も併せてです。今回息子さんが引き継ぐということで、規模は縮小していくようですが、様子を見ないと何とも言えないところです。
大泉委員	〇町歩というのはこの間パトロールでみたところも含んでの面積ですか。

事務局長 大泉委員	はい、含んでいます。 意見としては、きちんと管理していただきたい、無理なら早めに相談するというこ とを入れていただきたいです。
議 長	ぜひ、その意見を採用させてもらおうと思います。契約を結んだ時点で契約の 中に折り込むような形で入れていこうと思いますので、説明をしながらやっていき たいなと思っています。 本人のやる気があるといっても、体調が不安定なので難しいかもしれない。息子 さんも草刈りをする時期になっても刈らないので周りの農家さんに迷惑をかけてい ます。かといって、水稻を止めるとなっても受け手がいない状況です。 息子さんが農家に力を入れてくれるよう期待して見守っていくしかない状況で す。
鎌田委員	来年は息子さんの取り組み次第ということですね
佐々木委員	ほ場管理をきちんとしていただきたいです。
議 長	今回の申請は、ほ場を荒らさない、畦畔の草刈りをきちんとしてもらう、という条 件を付記して許可してはどうでしょうか 【「異議なし」の声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお 願いします。 【全員「挙手」あり】
議 長	全員賛成ですので、番号132番については、可と決しました。 次に、番号133番の説明を事務局にお願いしたす。
事務局長	番号133番、権利の種類、賃貸借権再設定、渡人、〇〇さん、受人、〇〇さ ん、申請地、四竈字杢木町〇番地、地目田、地積〇㎡外〇筆、総地積〇㎡、賃 貸料10アール当〇円、期間は〇年間です。
議 長	内容の説明が終わりました。それではご発言いただきます。
早坂（孝） 委員	番号132番と同じ条件を付したらいいのではないのでしょうか
議 長	同一人物ということで、同じ条件を付すということでいかがでしょうか 【「異議なし」の声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお 願いします。 【全員「挙手」あり】
議 長	全員賛成ですので、番号133番については、可と決しました。 次に、番号134番の説明を事務局にお願いいたします。

事務局長 番号134番、権利の種類、使用貸借権再設定、渡人、〇〇さん、受人、本〇〇さん、申請地、黒沢字本田〇番地、地目田、地積〇㎡外田〇筆、畑〇筆、総地積〇㎡です。

申請理由は、今後も引き続き〇〇さんの経営移譲年金受給のためです。

議長 内容の説明が終わりました。それではご発言いただきます。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議長 全員賛成ですので、番号133番については、可と決しました。
以上で、本日附議されました案件については全部終了いたしました。
これをもって、第12回色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前10時00分

閉会時刻：午前10時56分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和6年12月20日

議長(会長) 堀 籠 勝 恵 ⑩

署名委員 阿 部 きよ子 ⑩

署名委員 佐々木 範 雄 ⑩